

# 令和3年度浜田市奨学金(貸与型)奨学生募集について

浜田市では優れた素質と向学心を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な生徒又は学生に対し、修学支援のための奨学金を貸与します。浜田市以外の他の奨学金との併用も可能です。

## 対象

- ・保護者が浜田市に住所を有する人
- ・学校教育法に基づく高等学校・中等教育学校(後期課程に限る。)、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校(専門課程に限る。)に進学予定の人
- ・人物が良好で学業成績が優秀な人
- ・向学心がありながら経済的な理由により修学が困難な人(詳しくは募集要項をご覧ください)

## 募集人員

高等学校・中等教育学校(後期課程)及び高等専門学校 10人程度  
大学・短期大学及び専修学校(専門課程) 20人程度

## 貸与額

年2回、4月(初年度は7月)と10月に半年分ずつ貸与します。

高等学校・中等教育学校(後期課程)及び高等専門学校 月額10,000円

大学・短期大学及び専修学校(専門課程) 月額30,000円

## 返還期間

奨学金は無利息とし、卒業の翌月から2年を経過した後、次の期間内に返還していただきます。

高等学校・中等教育学校(後期課程)及び高等専門学校 6年

大学・短期大学及び専修学校(専門課程) 12年

※奨学金貸与終了後5年間、浜田市に在住し、就労することにより返還額の一部(最高3/4、または1/2)が免除される場合もあります。

※平成30年4月1日から令和2年12月1日までで4名の方が一部返還免除となっています。

## 募集期間

令和3年1月8日(金)～令和3年3月31日(水) 17時まで

## 申込方法

募集要項・申請書は、各中学校・高等学校、浜田市教育委員会教育総務課(各支所教育委員会分室)にあります。

申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、募集要項にある提出先に提出してください。

※保護者の経済状況の急激な変化により修学が困難になった方を対象とする浜田市緊急奨学金貸与者は随時募集しています。

詳細は浜田市教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

